

第30回 銀河市農業委員会総会議事録

1. 日 時	令和5年12月26日 13:30~14:30			
2. 場 所	銀河市役所本庁舎 議会議場			
3. 出席委員	<p>1番 野村 照明委員 3番 金子 靖委員 4番 清水 幸治委員 5番 廣瀬女公美委員 6番 二谷 幸裕委員 7番 大畑 礼子委員 8番 浅野 徳昭委員 9番 細川 裕委員 10番 菅原 雄一委員 12番 山崎 隆史委員 13番 成田 俊英委員 14番 中川 浩幸委員 15番 濑戸 賢成委員 16番 稲場 洋二委員 17番 松下 裕幸委員 18番 佐藤 泰正委員 19番 福西 範委員 20番 野澤 黙委員 21番 志賀 忠浩委員</p> <p>(以上 19名)</p>			
4. 欠席委員	11番 佐藤 裕司委員			
5. 参与者	<p>農業委員会事務局 事務局長 塩田 省吾 次長 高山 直樹 主査 清水 秀人 会計年度任用職員 藤本 恵美 杉野 恵 熊野 香苗</p> <p>(以上 6名)</p>			
6. 議事日程	<p>会期決定について 令和5年 12月 26日 (1日)</p> <p>報告第51号 現況証明願について (市街化区域) 報告第52号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について 議案第136号 現況証明願について 議案第137号 農地法第18条第6項の規定による通知書の審査について 議案第138号 農地法第3条の規定による許可申請について 議案第139号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について 議案第140号 農地法第6条の規定による農地所有適格法人の報告について 議案第141号 河川法第34条許可申請に係る進達について</p>			

議長 野村会長	<p>それでは、時間になりましたので、始めさせて頂きます。 お忙しいところ、お集まり頂き、ありがとうございます。 只今より第30回釧路市農業委員会総会を開催致します。 本日の出席者は19名です。</p> <p>議事録署名人に4番、清水幸治委員、5番、廣瀬女公美委員を指名しますので、よろしくお願ひ致します。</p> <p>なお、会期は本日12月26日の1日と致します。 それでは、事務局より会務概要報告をお願いします。</p>
事務局 塩田事務局長	<p>会務概要報告を行います。 議案書の2ページをご覧下さい。</p>
	(以下、会務概要報告)
議長 野村会長	ただいま会務概要報告がありましたが、報告内容について、何か聞きたいことはありませんか。
委員 委員一同	なし
議長 野村会長	質問がないようですので、それでは議案の審議に入りますが、その前に報告案件が2件ございます。 報告第51号「現況証明願」について事務局より報告して下さい。
事務局 塩田事務局長	<p>それでは、議案書の3ページにございます、報告第51号「現況証明願」についてご報告致します。</p> <p>土地の地目変更に関する登記を申請する場合、その公簿地目が畑や牧場などの農地であったときは、農業委員会が証する土地の現況情報が必要となります。</p> <p>今回、釧路地区における市街化区域内の現況証明願が4件ございました。</p> <p>議案書4ページの表の1番は、資料が5ページから7ページにございます。</p> <p>公簿地目が畑である、[REDACTED]の1筆、面積 [REDACTED] m²の土地について、所有者である[REDACTED]氏の代理人である、[REDACTED]より現況証明願があり、11月28日、事務局職員2名で現地調査を行ったところ、現況は農地採草放牧地以外であり、利用状況は建築済地でしたので、11月29日、会長専決により証明書の発行を行いました。</p> <p>次に、表の2番は、資料が5ページ、8ページ、9ページにございます。</p> <p>公簿地目が畑である、[REDACTED]の1筆、面積 [REDACTED] m²の土地について、所有者である[REDACTED]氏の代理人である、[REDACTED]氏より現況証明願があり、11月30日、事務局職員2名で現地調査を行ったところ、現況は農地採草放牧地以外であり、利用状況は建築済地でしたので、12月4日、会長専決により証明書の発行を行いました。</p> <p>次に、表の3番は、資料が5ページ、10ページ、11ページにございます。</p> <p>公簿地目が畑である、[REDACTED]、他2筆、面積合計 [REDACTED] m²の土地に</p>

について、所有者である [REDACTED] 氏の代理人である、[REDACTED] 氏より現況証明願があり、12月13日、事務局職員2名で現地調査を行ったところ、現況は農地採草放牧地以外であり、利用状況は建築済地でしたので、12月15日、会長専決により証明書の発行を行いました。

次に、表の4番は、資料が5ページ、12ページ、13ページにございます。

公簿地目が畑である、[REDACTED]、他1筆、面積合計 [REDACTED] m²の土地について、所有者である [REDACTED] 氏より現況証明願があり、12月14日、事務局職員2名で現地調査を行ったところ、現況は農地採草放牧地以外であり、利用状況は 建築済地でしたので、12月15日、会長専決により証明書の発行を行いました。

以上、4件の市街化区域内の「現況証明願」について、ご報告致します。

議長

野村会長

ただいま報告がありました、報告第51号「現況証明願」について、質問等を求めます。

委員

委員一同

なし

議長

野村会長

質問がないようですので、次に、報告第52号「農地法第3条の3第1項の規定による届出」について報告して下さい。

事務局

塩田事務局長

それでは、議案書14ページにございます、報告第52号「農地法第3条の3第1項の規定による届出」について報告致します。

相続などで農地の権利を取得した者は、農地法第3条の3第1項の規定に基づき、その旨を農業委員会に届け出なければなりません。

今回は、阿寒地区で1件の届出がありました。

議案書15ページの表の1番は、相続人 [REDACTED] 氏より、被相続人 [REDACTED] 氏が所有していた [REDACTED]、他12筆、面積合計 [REDACTED] m²の農用地を、平成30年4月10日、相続し所有権を取得したとして、令和5年12月1日、その旨の届出があり、同日、会長専決により受理書を発行致しました。

以上、1件の「農地法第3条の3第1項の規定による届出」について報告致します。

議長

野村会長

ただいま事務局から説明がありました報告第52号「農地法第3条の3第1項の規定による届出」について質問等を求めます。

委員

委員一同

なし

議長

野村会長

質問がないようですので、続いて、議案の審議に入ります。

議案第136号「現況証明願」について事務局より説明して下さい。

事務局

塩田事務局長

それでは、議案書の16ページにございます、議案第136号「現況証明願」について説明致します。

土地の地目変更に関する登記を申請する場合、その公簿地目が畑や牧場などの農地であったときは、農業委員会が証する土地の現況情報が必要となります。

今回は、釧路地区で1件、阿寒地区で2件の申請がございました。

議案書17ページの表の1番は、資料が18ページと19ページにございます。

公簿地目が原野である、[REDACTED]、他2筆、面積合計 [REDACTED] m²の土地について、所有者である[REDACTED]氏より現況証明願がございました。

12月14日、釧路地区の農業委員3名と事務局職員3名で現地調査を実施した結果、利用状況は農地採草放牧地以外の雑種地であると確認致しました。

次に、表の2番は、資料が20ページと21ページにございます。

公簿地目が畑である、[REDACTED]の1筆、面積 [REDACTED] m²の土地について、所有者である[REDACTED]氏より現況証明願がございました。

12月12日、阿寒地区の農業委員3名と事務局職員3名で現地調査を実施した結果、利用状況は農地採草放牧地以外の雑種地であると確認致しました。

次に、表の3番は、資料が20ページと22ページにございます。

公簿地目が原野である、[REDACTED]の1筆、面積 [REDACTED] m²の土地について、所有者である[REDACTED]氏の代理人である、[REDACTED]より現況証明願がございました。

12月12日、阿寒地区の農業委員3名と事務局職員3名で現地調査を実施した結果、利用状況は農地採草放牧地以外の原野であると確認致しました。

以上、3件の「現況証明願」について、ご審議のほどよろしくお願ひ致します。

議長

野村会長

委員

野澤委員

議長

野村会長

委員

稻場委員

ただいま「現況証明願」について説明がありましたが、1番の現地調査結果について、調査委員長の佐藤裕司委員は欠席でありますので、調査委員の野澤勲委員より報告をお願いします。

本日、佐藤裕司委員長がお休みですので、委員長に代わり報告いたします。

議案第136号「現況証明願」の1番について報告致します。

1番は、[REDACTED]氏が所有する、公簿地目が原野、農振農用地区域外にある、[REDACTED]、他2筆、合計 [REDACTED] m²の土地についてであります。令和5年12月14日、釧路地区農業委員3名、事務局職員3名で現地調査を行った結果、当該地は農地採草放牧地以外で、利用状況は雑種地であることを確認致しました。

以上、ご審議のほどよろしくお願ひ致します。

野澤勲委員、ありがとうございました。

次に、2番と3番の現地調査結果について、調査委員長の稻場洋二委員より報告をお願いします。

議案第136号「現況証明願」の2番から3番について報告致します。

2番は、[REDACTED]氏が所有する、公簿地目が畑、農振農用地区域外にある、[REDACTED]、面積が [REDACTED] m²の土地についてであります。令和5年12月12日、阿寒地区農業委員3名、事務局職員3名で現地調査を行った結果、当該地は、農地採草放牧地以外で、利用状況は、雑種地であることを確認致しました。

次に3番は所有者が[REDACTED]氏で、申請者の[REDACTED]より、地目変更のため現況証明願いの申請がありました。

公簿地目が原野、農振農用地区域にある、[REDACTED]、面積が [REDACTED] m²の土地についてであります。令和5年12月12日、阿寒地区農業委員3名、事

	務局職員3名で現地調査を行った結果、当該地は農地採草放牧地以外で、利用状況は原野であることを確認致しました。
	なお、本件は、農用地区域にある土地についてであります、現地は農地採草放牧地以外の原野で、農用地として利用されていないと確認いたしました。
	以上、ご審議のほどよろしくお願ひ致します。
議長 野村会長	稲場洋二委員、ありがとうございました。 それでは、議案第136号「現況証明願」について審議致します。 質問、意見を求めます。
委員 委員一同	なし
議長 野村会長	質問がないようですので、採決致します。 議案第136号「現況証明願」について、原案に賛成の委員は挙手をお願い致します。
	(全員挙手)
議長 野村会長	全会一致で賛成と認め、議案第136号「現況証明願」については、原案のとおり決定致します。
事務局 塩田事務局長	それでは、次に、議案第137号「農地法第18条第6項の規定による通知書の審査」について、事務局より説明して下さい。
	それでは、議案書の23ページにございます、議案第137号「農地法第18条第6項の規定による通知書の審査」についてご説明致します。
	農用地の貸借を合意解約した場合、貸主、借主の当事者は、その旨を農業委員会に通知し、農業委員会は北海道農地法関係事務処理要領に基づき、その解約が農地法第18条第1項による北海道知事の許可を要しないものか、審査することになっております。
	今回は、阿寒地区で2件の通知がございました。
	議案書24ページの表の1番は、資料が25ページと26ページにございます。 [REDACTED]氏が所有する、[REDACTED]、他1筆、面積合計 [REDACTED]m ² の農用地について、借主であります、[REDACTED]との間で、令和5年1月28日に合意解約を行い、同日、通知がございました。
	次に、表の2番は、資料が27ページと28ページにございます。 [REDACTED]氏が所有する、[REDACTED]、他3筆、面積合計 [REDACTED]m ² の農用地について、借主であります [REDACTED]氏との間で、令和5年12月1日に合意解約を行い、同日、通知がございました。
	以上、2件の「農地法第18条第6項の規定による通知書の審査」について、ご審議のほど、よろしくお願ひ致します。
議長 野村会長	ただいま説明がありました、議案第137号「農地法第18条第6項の規定による通知書の審査」について審議致します。

	質問、意見を求めます。
委員 委員一同	なし
議長 野村会長	<p>質問がないようですので、採決致します。</p> <p>議案第137号「農地法第18条第6項の規定による通知書の審査」について、原案に賛成の委員は挙手をお願い致します。</p>
	(全員挙手)
議長 野村会長	<p>全会一致で賛成と認め、議案第137号「農地法第18条第6項の規定による通知書の審査」については、原案のとおり決定致します。</p> <p>それでは、次に、議案第138号「農地法第3条の規定による許可申請」について審議致します。</p> <p>事務局より説明して下さい。</p>
事務局 塩田事務局長	<p>それでは、議案書の29ページにございます、議案第138号「農地法第3条の規定による許可申請」についてご説明致します。</p> <p>農用地を売買などで所有権移転をする場合や貸借で権利を設定する場合、当事者は農業委員会の許可を受けなければなりません。</p> <p>今回は、釧路地区で1件、阿寒地区で3件の許可申請がございました。</p> <p>お手元に配付しております、農地法第3条調査書も併せてご確認下さい。</p> <p>議案書30ページの表の1番は、資料が32ページと33ページにございます。</p> <p>████████氏が所有者を代表する、████████、他2筆、面積合計████████m²の農用地について、████████氏に年間████████円で賃貸借を行うものでございます。</p> <p>次に、表の2番は、資料が34ページと35ページにございます。</p> <p>████████氏が所有する、████████、他3筆、面積合計████████m²の農用地について、████████氏に████████円で売買による所有権移転を行うものでございます。</p> <p>次に、議案書31ページの表の3番は、資料が36ページと37ページにございます。</p> <p>████████氏が所有する、████████の内、他1筆、面積合計████████m²の農用地について、████████に、年間████████円で賃貸借を行うものでございます。</p> <p>次に、表の4番は、資料が38ページから40ページにございます。</p> <p>████████氏が所有する、████████の内、他11筆、面積合計████████m²の農用地について、████████氏に年間████████円で賃貸借を行うものでございます。</p> <p>以上、4件の「農地法第3条の規定による許可申請」について、ご審議のほど、よろしくお願ひ致します。</p>
議長 野村会長	<p>ただいま「農地法第3条の規定による許可申請」について説明がありましたが、1番の現地調査結果について、調査委員長の佐藤裕司委員は欠席でありますので、調査委員の野澤勲委員より報告をお願いします。</p>

委員
野澤委員

本日、佐藤裕司委員長がお休みですので、委員長に代わり報告いたします。
議案第138号「農地法第3条の規定による許可申請」の1番について、調査報告を致します。

1番の申請の内容は、[REDACTED]氏が所有する、[REDACTED]、他2筆、合計[REDACTED]m²の農用地について、[REDACTED]氏に年間[REDACTED]円で賃貸借を行うものであります。

この件について、令和5年12月14日、釧路地区農業委員3名、及び、事務局職員3名で現地調査を行った結果、当該申請地については、今後も農用地として適正に利用、管理されるものと認められ、農地法第3条の許可要件をすべて満たしておりますことから、許可相当という結論となりました。

以上、ご審議のほどよろしくお願ひ致します。

議長
野村会長

野澤勲委員、ありがとうございました。

次に、2番から4番の現地調査結果について、調査委員長の稻場洋二委員より報告をお願いします。

委員
稻場委員

議案第138号「農地法第3条の規定による許可申請」の2番から4番について、調査報告を致します。

2番の申請の内容は、[REDACTED]氏が所有する、[REDACTED]、他3筆、合計[REDACTED]m²の農用地について、[REDACTED]氏に総額[REDACTED]円で、売買による所有権の移転を行うものであります。

次に、3番の申請の内容は、[REDACTED]氏が所有する、[REDACTED]の内、他1筆、合計[REDACTED]m²の農用地について[REDACTED]に年間[REDACTED]円で賃貸借を行うものであります。

次に、4番の申請の内容は、[REDACTED]氏が所有する、[REDACTED]の内、他11筆、合計[REDACTED]m²の農用地について、[REDACTED]氏に、年間[REDACTED]円で賃貸借を行うものであります。

これらの件について、令和5年12月12日、阿寒地区農業委員3名及び、事務局職員3名で現地調査を行った結果、当該申請地については、今後も農用地として適正に利用、管理されるものと認められ、農地法の第3条の許可要件を、すべて満たしておりますことから、許可相当という結論となりました。

以上、ご審議のほどよろしくお願ひ致します。

議長
野村会長

稻場洋二委員、ありがとうございました。

それでは、議案第138号「農地法第3条の規定による許可申請」について審議致しますが、1番につきましては、浅野徳昭委員ご本人の案件ですので、議事参与の制限にあたります。

つきましては、最初に1番を審議した後に、2番から4番を審議することとしますので、浅野徳昭委員は退出して下さい。

(浅野徳昭委員退室)

議長	
野村会長	それでは、1番を審議いたします。 質問、意見を求めます。
委員	
委員一同	なし
議長	
野村会長	質問がないようですので、採決致します。 議案第138号「農地法第3条の規定による許可申請」の1番について、原案に賛成の委員は举手をお願い致します。
	(举手)
議長	
野村会長	賛成多数で賛成と認め、議案第138号「農地法第3条の規定による許可申請」の1番については、原案のとおり決定致します。 退室されている、浅野徳昭委員は入室して下さい。
	(浅野徳昭委員入室)
議長	
野村会長	1番は、原案のとおり決定致しました。 次に、2番から4番を一括して審議いたします。
委員	
委員一同	質問、意見を求めます。
議長	
野村会長	なし
議長	
野村会長	質問がないようですので、採決致します。 議案第138号「農地法第3条の規定による許可申請」の2番から4番について、原案に賛成の委員は举手をお願い致します。
	(全員举手)
議長	
野村会長	全会一致で賛成と認め、議案第138号「農地法第3条の規定による許可申請」の2番から4番については、原案のとおり決定致します。 それでは、次に、議案第139号「農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定」について審議致します。
事務局	事務局より説明して下さい。
塩田事務局長	それでは、議案書の41ページにございます、議案第139号「農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定」についてご説明致します。 農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想を定めた市町村が農用地利用集積計画を定める場合、農業委員会の決定を経るものとされております。 今回は、釧路地区で2件の計画がございます。 お手元に配付しております、農業経営基盤強化促進法第18条第3項調査書も併せ

てご確認下さい。

議案書42ページの表の1番は、資料が43ページと44ページにございます。

██████氏が所有する、██████████、他1筆、面積合計████m²の農用地について、██████氏に████円で売買による所有権移転を行うものでございます。

次に、表の2番は、資料が43ページと45ページと46ページにございます。

██████氏が所有する、██████████、他21筆、面積合計████m²の農用地について、██████氏に年間████円で賃貸借を行うものです。

以上、2件の「農用地利用集積計画の決定」について、ご審議のほどよろしくお願ひ致します。

議長

野村会長

ただいま説明のありました、議案第139号「農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定」について審議致します。

質問、意見を求めます。

委員

委員一同

なし

議長

野村会長

質問がないようですので、採決致します。

議案第139号「農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定」について、原案に賛成の委員は挙手をお願い致します。

(全員挙手)

議長

野村会長

全会一致で賛成と認め、議案第139号「農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定」については、原案のとおり決定致します。

それでは次に、議案第140号「農地法第6条の規定による農地所有適格法人の報告」について審議致します。

事務局より説明して下さい。

事務局

塙田事務局長

議案書の47ページにございます、議案第140号「農地法第6条の規定による農地所有適格法人の報告」についてご説明致します。

農地所有適格法人は、毎年、事業の状況、その他農林水産省令で定める事項を、農業委員会に報告し、また、農業委員会はこの報告を受け、当該法人が農地所有適格法人として適正に運営されているか確認し指導することになっております。

今回1件の報告がございました。

議案書48ページの農地所有適格法人要件確認書の1番は、██████████で、令和5年3月決算の報告となります。

本件は報告書により、形態要件、事業要件、構成員要件、業務執行役員要件のすべての要件を満たしていることを確認しております。

以上、1件の「農地法第6条の規定による農地所有適格法人の報告」について、ご審議のほど、よろしくお願い致します。

議長	
野村会長	ただいま説明がありました、議案第140号「農地法第6条の規定による農地所有適格法人の報告」について審議致します。
委員	質問、意見を求めます。
委員一同	なし
議長	
野村会長	質問がないようですので、採決致します。
	議案第140号「農地法第6条の規定による農地所有適格法人の報告」について、原案に賛成の委員は挙手をお願い致します。
	(全員挙手)
議長	
野村会長	全会一致で賛成と認め、議案第140号「農地法第6条の規定による農地所有適格法人の報告」については、原案のとおり決定致します。
	それでは、次に、議案第141号「河川法第34条許可申請に係る進達」について審議致します。
事務局	事務局より説明して下さい。
塩田事務局長	それでは、議案書49ページにございます議案第141号「河川法第34条許可申請に係る進達」についてご説明致します。
	河川区域内の土地を占用するためには、国土交通省令で定めるところにより、河川管理者であります北海道知事の許可が必要となります、その許可を権利譲渡する申請には、農業委員会の意見書を添付し進達することになっております。
	今回は、阿寒地区で1件の許可申請がございました。
	議案書50ページの表の1番ですが、資料は51ページから53ページにございます。
	北海道が管理する阿寒川の河川敷地、[REDACTED]、[REDACTED]、面積 [REDACTED] m ² について、[REDACTED]氏が採草放牧地として占用許可を受けていた権利を、[REDACTED]に譲渡するため申請があつたものでございます。
	以上、1件の「河川法第34条許可申請に係る進達」について、ご審議のほどよろしくお願い致します。
議長	
野村会長	ただいま説明のありました議案第141号「河川法第34条許可申請に係る進達」について審議致しますが、本件につきましては、細川裕委員のご本人の案件であり、議事参与の制限にあたりますので、細川裕委員は退出して下さい。
	(細川裕委員退室)
	それでは、審議いたします。
	質問、意見を求めます。
委員	なし
委員一同	

議長
野村会長 質問がないようですので、採決致します。
議案第141号「河川法第34条許可申請に係る進達」について、原案に賛成の委員は举手をお願い致します。

議長
野村会長 (全員举手)
全会一致で賛成と認め、議案第141号「河川法第34条許可申請に係る進達」については、原案のとおり決定致します。
退室されている細川裕委員は入室して下さい。

(細川裕委員入室)
議長
野村会長 議案第141号は、原案のとおり決定致しました。
これを持ちまして、本日の議事の全てが終了いたしましたが、他に何かございませんか。
なければ本日の総会は閉会といたします。

以上会議の顛末を記載し、真正であることを認めます。

令和5年 12月 26日

議長 野村照明
署名委員 清水幸治
署名委員 廣瀬貞女公美

